

低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外分）について

- 新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、食費等の物価高騰等に直面する低所得の子育て世帯に対し、特別給付金を支給することにより、その実情を踏まえた生活の支援を行う。
 - 本給付金は公金受取口座登録法上の「特定公的給付」に指定される予定であり、マイナンバーを利用した管理や課税情報等の確認が可能。これにより、対象者の多くに申請不要で支給できる見込み。
- ※ 「特定公的給付」とは、個別の法律の規定によらない公的給付のうち、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある災害又は感染症が発生した場合に支給されるもの等として内閣総理大臣が指定するものをいう。

1. 対象者

- ① 令和4年4月分の児童手当又は特別児童扶養手当の支給を受けている者であって、令和4年度分の住民税均等割が非課税である者（申請不要）
- ② ①のほか、対象児童（令和4年3月31日時点で18歳未満の子（障害児については20歳未満）※）の養育者であって、以下のいずれかに該当する者（要申請）

※ 令和4年4月以降令和5年2月末までに生まれる新生児も対象とする

- ・ 令和4年度分の住民税均等割が非課税である者
- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、令和4年度分の住民税均等割が非課税である者と同様の事情にあると認められる者（家計急変者）

2. 給付額

児童1人当たり一律5万円

3. 実施主体

市町村（特別区を含む）

4. 費用

全額国庫負担（10/10）

※事務費についても全額国庫負担

5. 予算額（ひとり親世帯分との合計）

2,043億円（事業費1,889億円、事務費154億円）

※令和4年度新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金

6. スケジュール

- ①の対象者には、令和4年度分の住民税均等割が非課税である者の判明以降、可能な限り速やかに支給
- ②の対象者についても、可能な限り速やかに支給（要申請）